

平成24年度熊本市建設工事総合評価方式の実施について

熊本市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。）発注の建設工事に係る総合評価方式を平成19年度より試行しておりましたが、平成24年度から、総合評価方式を本格実施いたします。

該当案件については、下記表のとおりとなります。

平成24年度総合評価一般競争入札発注標準額表

業種	ランク	発注標準額
土木一式工事	A	1億円以上
	B	3,000万円以上
	C	1,500万円以上
建築一式工事	A	1億6,000万円以上
	B	4,000万円以上
電気工事	A	2,000万円以上
管工事	A	2,000万円以上
舗装工事	A	4,000万円以上
	B	1,500万円以上
造園工事	A	2,000万円以上
水道施設工事	A	5,000万円以上
	B	1,500万円以上
その他工事		2,000万円以上

履行確実性評価型総合評価一般競争入札について

平成22年度の試行時より「履行確実性評価型総合評価一般競争入札」を導入しておりますが、平成24年度においても、引き続き、当該方式により実施します。当該方式は、入札参加者の入札価格が履行確実性評価価格を下回った場合、履行確実性が低下するものとして、下記の算出式により評価値に反映させる方式です。このため、入札価格が履行確実性評価価格を下回った場合は評価値が低下するのみで、失格にはならず、書類審査及びヒアリング等も行いません。

また、履行確実性評価価格は、次頁の履行確実性評価基準額算定基準により算出した履行確実性評価基準額を基礎として市長（上下水道局・交通局・病院局発注分については、各事業管理者）が定めます。

なお、履行確実性評価価格の算定基準は、最低制限価格の算定基準と同じです。

○ 履行確実性評価型総合評価一般競争入札評価値算出式

1. 入札価格が「履行確実性評価価格（税抜）」以上の場合 【評価値算出式①】

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}$$

2. 入札価格が「履行確実性評価価格（税抜）」未満の場合 【評価値算出式②】

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \frac{\text{技術評価点}}{\text{履行確実性評価価格（税込）} \times 100 / 105 + (\text{履行確実性評価価格（税込）} \times 100 / 105 - \text{入札価格})} \\ &= \frac{\text{技術評価点}}{\text{履行確実性評価価格（税抜）} + (\text{履行確実性評価価格（税抜）} - \text{入札価格})} \end{aligned}$$

（税抜）：消費税及び地方消費税相当額を除いた額
（税込）：消費税及び地方消費税相当額を含んだ額

問い合わせ先

熊本市役所 契約検査総室 工事契約班 TEL 328-2442

○ 履行確実性評価基準額算定基準（税抜）

直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×80%+一般管理費等×30%の合計

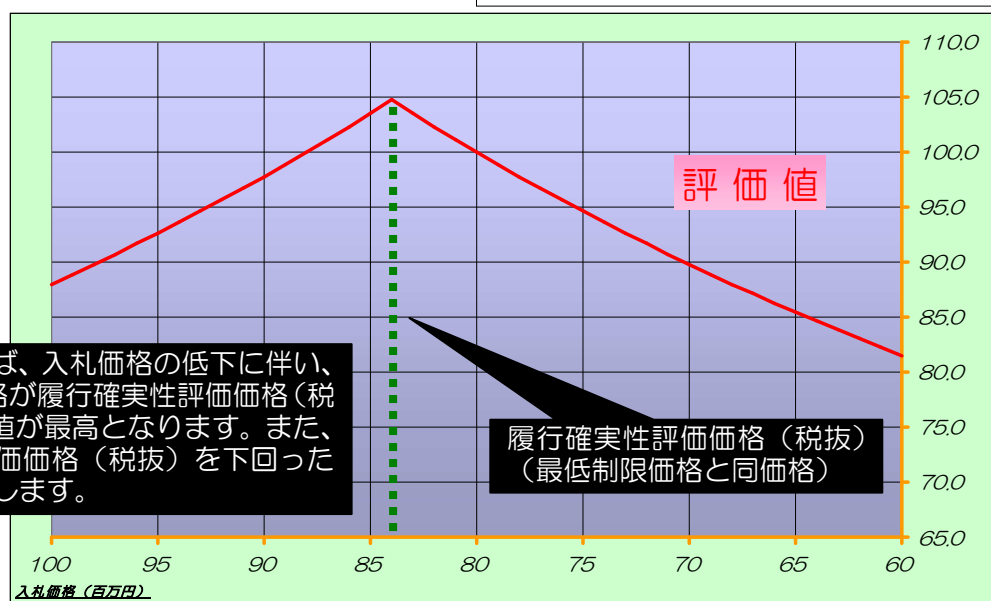
《上限額及び下限額》 予定価格の90%~70%

※ 履行確実性評価価格は、以上の算定基準により算出した履行確実性評価基準額を基礎として市長（上下水道局・交通局・病院局発注分については、各事業管理者）が定めます。

※ 履行確実性評価基準額の算定は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の千円未満を切り捨てた額で行います。

（税抜）：消費税及び地方消費税相当額を除いた額

評価値変動例



技術評価点が同じであれば、入札価格の低下に伴い、評価値が上昇し、入札価格が履行確実性評価価格（税抜）に達した時点で評価値が最高となります。また、入札価格が履行確実性評価価格（税抜）を下回った場合には、評価値が低下します。

履行確実性評価価格（税抜）
（最低制限価格と同価格）

評価値算出事例

履行確実性評価価格（税抜） 84,000,000円

○ 株式会社A社 技術評価点88点（標準点75点+加算点13点）

入札価格 83,000,000円

○ 有限会社B社 技術評価点91点（標準点75点+加算点16点）

入札価格 87,000,000円

【評価値】※ 評価値を表示する際は、前算出式により得られた数値に対し、100,000,000（1億）を乗じ、小数第4位まで（5位を四捨五入）を表示します。

○ 株式会社A社

$$\text{評価値} = 88 \text{ (点)} \div (84,000,000 \text{ (円)} + (84,000,000 \text{ (円)} - 83,000,000 \text{ (円)})) \div 103.5294$$

※ 入札価格が履行確実性評価価格（税抜）未満のため、評価値算出式②を適用する。

○ 有限会社B社 評価値 = 91 (点) ÷ 87,000,000 (円) ÷ 104.5977

※ 入札価格が履行確実性評価価格（税抜）以上のため、評価値算出式①を適用する。

・・・以上の場合、有限会社B社で落札決定します。（競争入札参加資格があると認めた場合）

落札者決定基準について

平成24年度からの実施においては、原則、以下の落札者決定基準により技術評価を行います。

また、総合評価方式対象工事として発注する工事が共同企業体対象工事の場合、企業の評価のうち、「指名停止の状況」のみ、建設工事共同企業体のすべての構成員についても評価するものとし、その他の評価項目（配置予定技術者の評価を含む。）については共同企業体の代表者のみ評価対象とします。

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	
企 業 の 評 価	同種工事の施工実績	国（独立行政法人、国立大学法人及び特殊法人を含む。）、都道府県又は市町村（特別地方公共団体を含む。）発注の工事で過去10か年度に完成した同種工事の施工実績	4件	8.0点	8.0点 } 0.0点
			3件	6.0点	
			2件	4.0点	
			1件	2.0点	
			0件	0.0点	
	発注業種の工事成績評 定点の平均点	熊本市発注の工事 で過去5か年度に完成した同一業種工事の工事成績評定点の平均点	79点以上	8.0点	8.0点 } 0.0点
			78点	7.0点	
			77点	6.0点	
			76点	5.0点	
			75点	4.0点	
			74点	3.0点	
			73点	2.0点	
			70点以上73点未満 70点未満又は実績なし	1.0点 0.0点	
	優良工事表彰の有無	国又は熊本県発注工事 で過去10か年度における同一業種の優良工事表彰の実績 ※8月以降発注工事より 「熊本市、国又は熊本県発注工事 で過去3か年度における同一業種の優良工事表彰の実績」となります。	優良工事表彰の実績あり	1.0点	1.0点 } 0.0点
			優良工事表彰の実績なし	0.0点	
	ISO、エコアクション 21の認証取得状況・防 災協定、ボランティア活 動	①ISO9001、ISO14001又はエ コアクション21の認証を取得している ②開札日時点において熊本市と防災協定の 締結をしている ③過去2か年度の熊本市内におけるボラ ンティア活動実績がある	①に該当し、②又は③のい ずれかに該当する	1.0点	1.0点 } 0.0点
			①～③のいずれかに該当 する	0.5点	
			いずれにも該当しない	0.0点	
指名停止の状況	発注年度及び過去3か年度に熊本市から指 名停止措置を受けた回数	なし	0.0点	0.0点 } }	
		1回	-1.0 点		

			2回以上	-2.0点	-2.0点
配置 予 定 技 術 者 の 評 価	配置予定技術者の資格	配置予定技術者の保有する資格について	①に該当する場合	2.0点	2.0点 } 0.0点
	※指導的技術者の資格 (配置する場合)	①一級国家資格者又は技術士で資格取得後 5年以上 ②一級国家資格者又は技術士で資格取得後 3年以上5年未満 ③ ①又は②のいずれにも該当しない	②に該当する場合	1.0点	
		※指導的技術者を配置する場合には、評価項目ごとに配点の50%を上限として評価する。 配置予定技術者の評価点+指導的技術者の評価点が点数となるが、満点(2.0点)を超えては評価しない。	③に該当する場合	0.0点	
主任(監理)技術者又は 現場代理人としての同 種工事の施工経験	※指導的技術者の主任 (監理)技術者又は現場 代理人としての同種工 事の施工経験(配置する 場合)	国(独立行政法人、国立大学法人及び特殊法人を含む。)、都道府県又は市町村(特別地方公共団体を含む。)発注の工事で過去10か年度に完成した同種工事での主任(監理)技術者又は現場代理人としての施工経験 ※指導的技術者を配置する場合には、評価項目ごとに配点の50%を上限として評価する。 配置予定技術者の評価点+指導的技術者の評価点が点数となるが、満点(4.0点)を超えては評価しない。	4件	4.0点	4.0点 } 0.0点
			3件	3.0点	
			2件	2.0点	
			1件	1.0点	
			0件	0.0点	
優良工事の技術者表彰 の有無	国又は熊本県発注工事で過去10か年度における同一業種の優良工事表彰の実績 ※8月以降発注工事より 「熊本市、国又は熊本県発注工事で過去3か年度における同一業種の優良工事の技術者表彰の実績」となります。	優良工事の技術者表彰の実績あり	1.0点	1.0点	} 0.0点
		優良工事の技術者表彰の実績なし	0.0点	0.0点	
合計					25.0点

新規追加事項について

○工事の総合評価における「指導的技術者の現場での技術指導の評価」の実施について

配置予定技術者の評価として、1級土木施工管理技士等の資格取得後の経験年数及び施工実績を評価しています。この制度は、経験年数の少ない技術者を配置する場合でも、ベテラン技術者が技術指導を行う場合には評価項目「配置予定技術者の評価」を高めるといふものです。

技術評価点は、下記のとおりとなります。

例) 配置予定技術者＝一級土木施工管理技士資格取得後4年＋同種工事の施工経験1件
指導的技術者＝一級土木施工管理技士資格取得後10年＋同種工事の施工経験3件

↓

配置予定技術者＝資格1.0点＋施工経験1.0点

指導的技術者＝資格1.0点(2.0点×1/2)＋施工経験1.5点(3.0点×1/2)

計 資格2.0点 施工経験 2.5点

※指導的技術者は、主任(監理)技術者より、配置予定技術者の評価(「配置予定技術者の資格」及び「主任(監理)技術者又は現場代理人としての同種工事の施工経験」の合計得点〔50%を乗じる前〕が上位の者でなければ認めません。

※複数人記載する場合は、得点が最も低いものをもって評価します。

※指導的技術者の配点は、各項目ごとに配点の50%を上限とします。

※「配置予定技術者＋指導的技術者」の点数が満点を超えた場合、満点を超えての評価はしません。

※配置予定技術者に発注工事への専任を求める場合は、指導的技術者にも専任を求めます。コリンズの登録は、「担当技術者」としての登録となります。

※資格を証する書面が添付されていない場合は、技術評価における配置予定技術者の資格に係る評価項目については評価しません。(監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しについては、熊本市に提出した経営事項審査の技術職員名簿の写しに記載のあるもの、又は技術者変更届を提出したものについては、省略することができます。)

※指導的技術者は、開札日以降は原則として変更できません。ただし、熊本市長の承認を得た場合には、その限りではありません。

※指導的技術者の配置は任意です。

○優良工事表彰、優良工事の技術者表彰について

平成24年度より、本市において「優良工事(技術者)表彰制度」の創設を行います。そのため、国及び熊本県発注工事における優良表彰工事に加え、本市発注工事における優良工事表彰も対象とします。

また、対象期間についても、下記のとおり見直します。

過去10年間の対象 ⇒ 過去3年間の対象

例) 平成24年6月発注工事 ⇒ 平成14～23年度表彰が対象

平成24年8月発注工事 ⇒ 平成22～24年度表彰が対象

※表彰については、7月表彰のため、8月以降発注分から対象とします。

その他の改正事項について

○ 「同種工事の施工実績」の取扱いについて 1

平成24年度の実施において、「土木一式工事」の工事発注について、発注工事内容に応じ、以下の各工事をそれぞれ同種工事の施工実績として取り扱いますので、入札参加に当たっては、入札説明書等の確認をお願いいたします。土木工事以外は、前年度からの変更はありません。

◆ 土木一式工事

- 1 下水道工事
- 2 河川工事
- 3 その他土木一式工事（下水道工事を除く。）

※発注工事の工事成績評定点の平均点の施工実績については、すべての土木一式工事が対象（発注工事が下水道工事 ⇒ 河川工事、その他土木一式工事の実績 についても対象）となります。

○ 「同種工事の施工実績」の取扱いについて 2

- 平成24年度の実施において、同種工事の施工実績の取扱いは、前年度と同様に、

“元請として契約金額が当該等級（ランク）の発注標準金額の下限額に0.8を乗じた金額以上の同種工事”

とします。

- ※ 等級（ランク）付けのない業種については、これまで同様に、“予定価格に0.5を乗じた金額（ただし、下限額は1,000万円。）以上の同種工事”を施工実績とします。

- ただし、特定建設工事共同企業体（JV）に発注する工事については、工事発注規模等を考慮し、同種工事の施工実績の取扱いを共同体数に応じ、以下のとおりとします。

◆土木一式工事

4JV	1億2,000万円以上の同種工事
3JV	9,000万円 ”
2JV	6,000万円 ”

◆ほ装工事

4JV	4,800万円以上の同種工事
3JV	3,600万円 ”
2JV	2,400万円 ”

◆建築一式工事

4JV	1億9,200万円以上の同種工事
3JV	1億4,400万円 ”
2JV	9,600万円 ”

◆造園工事

4JV	2,400万円以上の同種工事
3JV	1,800万円 ”
2JV	1,200万円 ”

◆電気・管工事

4JV	4,000万円以上の同種工事
3JV	3,000万円 ”
2JV	2,000万円 ”

◆水道施設工事

4JV	4,800万円以上の同種工事
3JV	3,600万円 ”
2JV	2,400万円 ”

◆その他の工事

4JV	2,400万円以上の同種工事
3JV	1,800万円 ”

2JV	1,200万円以上の同種工事
-----	----------------

○ 総合評価方式における競争入札参加資格について

本市が条件付一般競争入札で発注する工事については、競争入札参加資格として「○件以上施工中でないこと。」との条件を付しております（例：土木一式工事Aランク＝3件）が、平成24年度の総合評価方式の実施においては、競争入札参加資格として、以下のとおりの条件を付しますので、確認をお願いいたします。

“平成23年度以降に本市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。）が総合評価方式で発注した○○工事を本案件の落札決定時点で○件以上施工中でないこと。”

◆ 土木一式工事Aランク・・・2件、Bランク・・・1件

◆ 建築一式工事Aランク・・・2件、Bランク・・・1件

◆ ほ装工事Aランク・・・1件

◆ 造園工事Aランク・・・1件

※ 電気工事、管工事、水道施設工事については、総合評価方式のみの落札制限は設けません。

※ なお、上記の件数は、条件付一般競争入札において付する参加資格の施工中件数に含みます。

例1) 土木一式工事Aランク業者が、総合評価方式2件、総合評価方式以外の条件付一般競争入札1件を施工中の場合 ⇒ 総合評価方式及び総合評価方式以外の条件付一般競争入札のいずれも落札できません。

例2) 土木一式工事Aランク業者が、総合評価方式以外の条件付一般競争入札3件を施工中の場合 ⇒ 総合評価方式及び総合評価方式以外の条件付一般競争入札のいずれも落札できません。

例3) 土木一式工事Aランク業者が、総合評価方式2件を施工中の場合 ⇒ 総合評価方式では落札できませんが、総合評価方式以外の条件付一般競争入札では落札できます。

例4) 土木一式工事Aランク業者が、総合評価方式1件、総合評価方式以外の条件付一般競争入札1件を施工中の場合 ⇒ 総合評価方式及び総合評価方式以外の条件付一般競争入札のいずれでも落札できます。

○ 「発注業種の工事成績評定点の平均点」の取扱いについて

平成24年度の実施において、発注業種の工事成績評定点の平均点の取扱いは

“建設工事共同企業体（JV）対象工事の工事成績評定点についても、総合評価の技術評価における評価項目（発注業種の工事成績評定点の平均点）の算出対象とする。”

“予定価格250万円以下の工事成績評定点については、総合評価の技術評価における評価項目（発注業種の工事成績評定点の平均点）の算出対象とはしない。”

とします。なお、平成24年度の実施においては、**平成19年度～平成23年度（過去5か年度）**までの発注業種の工事について、上記の取扱いを踏まえ、工事成績評定点の平均点を算出することとします。

留意事項について

○ 「配置予定技術者の資格を証する書面の写し」の添付について

総合評価方式の入札参加に当たっては、「配置予定技術者の資格」を評価するため、評価の対象となる資格を有する技術者を配置予定技術者として申請する場合は、必ず、

“配置予定技術者の資格を証する書面の写し”

を添付してください。（指導的技術者を配置する場合、指導的技術者も同様とします。）

例）土木一式工事で、

- ①「1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士又は技術士で開札日時点において資格取得後5年以上」を2点、
- ②「1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士又は技術士で改札日時点において資格取得後3年以上5年未満」を1点として評価する場合、配置予定技術者の資格を証する書面の写しの添付がない場合、資格取得後年数が評価できないため、当該評価項目については、評価しないものとします（0点）。

○ 「防災協定の締結の有無」に係る添付資料について

防災協定を締結している場合は、「防災協定の写し」及び「団体の発行する証明書」を併せて添付してください。なお、

“団体の発行する証明書については、開札日から1年以内に発行されたものに限る。”

との取扱いとしますので、証明書を添付される場合には確認をお願いいたします。

○ 添付ファイルの容量について

電子入札システムで提出する申請書等及び技術資料の添付ファイルの容量は、

“3MB以内”

です。添付ファイルの容量が3MBを超える場合その他やむを得ない理由により電子ファイルが作成できない場合には、郵送による提出を認めます。

（ただし、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書の提出は必要です。）

○ 施工実績等得点申告点の入力について（重要）

総合評価方式の申請に当たっては、競争参加資格確認申請書と併せて、技術資料を提出する必要があり、『施工実績等得点申告書（様式第4号）』（技術評価における評価項目ごとの得点を申告するもの。）も提出する必要があります。

さらに、入札書を電子入札システムで提出する場合は、入札書提出時に、『施工実績等得点申告書』に記載した申告点の合計点（0～25点）を電子入札システムでも必ず入力してください。なお、電子入札システムで入力された点数と『施工実績等得点申告書』の合計点が相違する場合は、電子入札システムで提出された点数が申告点となるため、留意してください。（入力漏れを含む。）

- ※ 電子入札システムで入札書を提出しない場合は、『施工実績等得点申告書』に記載された合計点が申告点となります。
- ※ 「変更後配置予定技術者調書」等を提出し、配置予定技術者を変更する場合、配置予定技術者の評価は変更後の配置予定技術者をもって行います。なお、入札書を電子入札システムで提出する場合は、入札書提出時に、『変更後施工実績等得点申告書』に記載した申告点の合計点を電子入札システムでも必ず入力してください。なお、電子入札システムで入力された点数と『変更後施工実績等得点申告書』の合計点が相違する場合は、電子入札システムで提出された点数を申告点とします。また、既に入札書を提出している場合については、施工実績等の評価は、『変更後施工実績等得点申告書』の合計欄に記載された得点をもって行います。

熊本市 2011年05月17日 16時40分 CALS/EC 電子入札システム

入札情報サービス 電子入札システム 検証機能

入札書

発注者名称 熊本市長 泰山 政史
電子入札案件番号 0200010010020110005
工事(委託)番号 1100199
工事・業務名 ○○業務委託
執行回数 1回目
締切日時 平成23年05月17日 18時00分
入札金額[半角で入力してください]
(入力欄) (表示欄)
6400000 円(税抜き) 6,400,000 円(税抜き)
640万 円(税抜き)

技術評価点(加算点) 24.0

内訳書 C:\Documents and Settings\Administrator\Desktop*.doc

※ 添付資料の送付可能サイズは3MB以内で、ファイルの選択は1行毎に行ってください。尚、添付ファイルは、ウイルスチェックを最新版のチェックしてください。

所在地 熊本市××7777
業者名称 ×建設株式会社
代表者 代表取締役 テスト 三郎
<連絡先>
商号(連絡先名称) ×建設株式会社
氏名 テスト 三郎
住所 熊本市健康7777
電話番号 999-9999
E-Mail @city.kumamoto.lg.jp
くじ番号 111

落札となるべき同値の入力されたものが2人以上あるとき、電子くじを実施します。そのための「くじ番号」を、3ケタの数字で入力してください。くじ番号が未入力の場合、熊本市登録番号の下3ケタの数字となります。

提出内容確認 戻る

アプレット: jp.co.nec.ome.plugin.applet.DispatcherApplet started 情報済みサイト